

廿日市市宮島歴史民俗資料館キャッシュレス決済導入等業務 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

廿日市市宮島歴史民俗資料館（以下「資料館」という。）における入館料及び文化財関係書籍等の売払収入（以下「入館料等」という。）の納付方法については、現金のみの対応となっている。

キャッシュレス決済サービスの多様化や浸透、増加する外国人観光客に対応するため、資料館におけるキャッシュレス決済環境を整備することにより、来館者の利便性の向上を図るとともに、入館料等の収納に係る業務の効率化に資することを目的とする。

この実施要領は、廿日市市宮島歴史民俗資料館キャッシュレス決済導入等業務（以下「本業務」という。）について、公募型プロポーザル方式により、契約締結候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

なお、本業務の委託に当たっては、受託者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項に規定する指定納付受託者として指定する。

2 業務概要

(1) 業務名

廿日市市宮島歴史民俗資料館キャッシュレス決済導入等業務

(2) 業務の内容

別紙「仕様書イメージ」のとおり

なお、本事業は、地域未来交付金（デジタル実装型）対象事業であり、次の K P I を設定している。契約締結候補者は、各指標に対する結果情報について協力すること。

アウトプット指標：キャッシュレス決済利用率

アウトカム指標：キャッシュレス決済導入により施設の利便性向上を実感するものの割合

(3) 履行期間

導入作業 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日まで

運用開始 令和 9 年 1 月中旬を予定

運用保守、指定納付受託業務 運用開始から 3 年間

※ 運用については、地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約を予定しており、翌年度以降において歳出予算の当該金額について、減額又は削除があった場合には、契約を変更し、又は解除することがある。

(4) 契約の締結方法

プロポーザルにより選定した契約締結候補者を相手方として協議を行い、契約を締結する。

(5) 提案見積上限額

2, 110, 000円(消費税相当額及び地方消費税相当額を含む。)を上限とし、決済手数料は含まない。

なお、提案見積上限額を超える提案を行った場合は、失格とする。

3 参加条件

本プロポーザルに参加できる者は、次の条件を全て満たす者とする。

なお、複数事業者が連携する場合は、構成員全員が次の条件を全て満たすこと。また、グループの構成員となった場合は、別に単独で参加すること及び本プロポーザルにおける他のグループの構成員になることはできないものとする。

(1) 参加者の資格

ア 令和8・9年度競争入札参加資格者名簿(物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供等)に登録されていること(廿日市市指名除外措置の期間中である者を除く。)

又は、当該名簿に登録されていない場合は、「7(3) 提出書類」に示す書類を遅滞なく提出すること。

イ 「7(3) 提出書類」に示す書類により、本実施要領及び仕様書イメージの内容を十分に遂行できると認められる者であること。

ウ 市との協議・調整に十分な能力を有し、契約及び本業務の実施、諸条件の変更等について柔軟な対応ができる者であること。

(2) 参加者の制限

次の条件を全て満たす者とする。なお、複数事業者が連携する場合は、グループ全員が次の条件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定のいずれにも該当しない者であること。

イ 参加申込日において、地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されていない者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立て、破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 銀行取引停止処分を受けていない者であること。

オ 事業者及びその代表者が直近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。

カ 政治団体(政治資金規正法第3条の規定によるもの)及び宗教団体(宗教法人法第2条の規定によるもの)でないこと。

キ 廿日市市暴力団排除条例(平成24年条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)

に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

4 選定スケジュール(予定)

項目	日程
実施要領等の公表	令和8年7月13日(月)
質問書の提出期限	令和8年7月21日(火)午後3時まで
質問書に対する回答	令和8年7月28日(火)
企画提案書等の提出期限	令和8年8月14日(金)午後3時まで
審査結果の通知・公表	令和8年8月21日(金)
詳細協議・契約の締結	令和8年8月末

※ 現時点での予定であり、変更する場合は、別途連絡(公表)する。

5 実施要領等の公表

(1) 公表開始日

令和8年7月13日(月)

(2) 公表方法

本市ホームページに掲載する。

<https://www.city.hatsukaichi.hiroshima.jp>

6 実施要領等に関する質問の受付及び回答

(1) 提出期限

令和8年7月21日(火)午後3時まで

(2) 提出方法

質問書(様式1)を13の応募及び各種手続きの窓口へ電子メールで送信すること。
その際、電子メールの件名は、「【事業者名】廿日市市宮島歴史民俗資料館キャッシュレス決済導入等業務質問書」とすること。

なお、受信確認のため、送信した際は電話でその旨を連絡すること。

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答を集約し、質問者名を伏せて、令和8年7月28日(火)までに本市ホームページに掲載する。

(4) その他

ア 質問及び質問に対する回答は、実施要領等の追補とみなす。

イ 質問の内容に事業者名を特定できる記載があるときは、回答しない。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出期限

令和8年8月14日（金）午後3時まで

(2) 提出方法

13の応募及び各種手続きの窓口へ電子メールで提出すること。

提出ファイルの容量は、原則として10MB以内とする。

電子メール送信後、本市から受領確認の返信がない場合は、必ず13の応募及び各種手続きの窓口へ問い合わせること。

(3) 提出書類

参加者は、次の書類を提出すること。

ア 参加申込書兼誓約書（様式2）

イ 企画提案書（様式3）

A4とし、表紙を含め20ページ以内で簡潔にまとめること。文字サイズは11ポイント以上とすること。ただし、図表中に使用する文字はこの限りではない。仕様書イメージを基本とするが、その他の提案も可能とする。

ウ 見積書（様式4）

エ 業務実績書（様式5）

オ 印鑑証明書

カ 廿日市市発行の滞納のない証明書

キ 消費税及び地方消費税の納税証明書

ク 法人の登記事項証明書又は登記簿謄本

※ オからクまでについては、令和8・9年度競争入札参加資格者名簿（物品の販売、製造請負、買受け及び役務提供等）に登録されていない場合

(4) 提案の取り下げ等

ア 提案書の再提出

企画提案書の再提出は、上記(1)の期限内に限り認める。ただし、部分的な差し替えは認めない。

イ 提案を取り下げる場合

提案を取り下げる場合は、参加辞退届（様式6）を提出するものとする。

(5) 企画提案書等の取扱い

ア 提出書類は、再提出があった場合を除き、参加辞退届が提出された場合であっても、返却しない。

イ 提出書類は、提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

ウ 記載内容の追加及び変更は、原則として認めない。

8 ヒアリングの実施

提案者から提出された提案書類等をもとに、実施要領等において定めた資格・要件が

備わっているかどうかを審査する。必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する。

9 提案の審査及び契約締結候補者の決定

(1) 審査の方法

審査は、本市教育部文化財課において、評価項目に基づいて企画提案書の内容を審査し、参加者ごとの評価点を算出する。

(2) 評価項目及び評価基準

評価項目	評価の視点	評価点
利用者の利便性	・機器、キャッシュレス決済の取扱ブランド等は、利用者（インバウンドを含む。）の利便性が向上するものか。	10
決済端末機等の機能	・機能や操作性が優れているか。 ・事務負担の軽減など、事務処理の効率化が図られるか。	10
情報セキュリティ、法令遵守等	・情報セキュリティ及び個人情報保護等に対する対策は十分か。 ・法令遵守に対する姿勢	10
サポート体制等	・導入まで及び導入後のサポート体制が適切かつ十分であるか。 ・トラブル発生時のサポート体制は、十分か。	10
見積額	・導入までに係る費用 ・運用経費 評価点×応募者内での最低提案見積額／提案見積額	40
業務実績	・類似業務の実績があり、本事業を確実に履行できるか。	10
独自の提案	・利用者の利便性向上及び職員の事務負担軽減に寄与する独自の提案があるか。	10
合計点		100

※ 評価点 1人当たりの持ち点

(3) 契約締結候補者の決定方法

総合評価点が最も高い者を契約締結候補者とする。なお、総合評価点が同点の場合は、くじによって決定する。

(4) 審査結果の通知等

審査結果は、全ての参加者に書面にて通知する。

また、審査結果の公表は、契約締結候補者の名称、提案事業者数、全参加者の総合評価点（契約締結候補者以外の参加者の名称は不開示として公表）について、本市ホームページにおいて公表する。

(5) その他

- ア 企画提案書を提出した者が1者のみの場合でも、企画提案書の審査を実施する。
- イ 審査の経過に対する問い合わせには応じない。
- ウ 選定結果についての不服及び異議申し立ては認めない。
- エ 必要に応じて提案内容に関するヒアリングを実施する。

10 契約の締結

契約締結候補者に選定された事業者と提出された企画提案書を基に協議を行い、協議が整った場合に、契約を締結する。

また、協議が整わない場合にあっては、次順位の者と協議の上、契約を締結することがある。

11 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3 参加条件」に掲げる参加資格を満たしていない者
- (2) 企画提案書を提出期限までに提出しなかった者
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者
- (4) 正当な理由なくヒアリングに応じなかった者
- (5) その他このプロポーザルの条件に違反した者

12 その他

- (1) 企画提案書の作成等、このプロポーザルの参加に関する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 契約締結候補者の決定後、契約締結までの間に、契約締結候補者がこのプロポーザルの参加要件を満たさなくなった場合は、契約を締結しないことがある。
- (3) このプロポーザルにおいて使用する言語は、日本語、通貨単位は円とする。
- (4) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、審査に必要な範囲において無償で複製することができるものとし、契約締結後に、公平性、透明性及び客観性を期するため公表することがある。
- (5) 提出書類について情報公開請求があった場合は、廿日市市情報公開条例（平成12年条例第1号）に基づき、公開する場合がある。
- (6) 参加者は、応募に当たって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、このプロポーザルにおいて本市が提供する資料は、このプロポーザルの目的以外で使用

することはできない。

- (7) 契約締結後においても、事業者がこのプロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合は、本市は契約を解除することができる。
- (8) 業務の契約締結までの準備にかかる経費については契約締結候補者の負担とする。

13 応募及び各種手続きの窓口

廿日市市宮島歴史民俗資料館（担当者：和田）

所在地 〒739-0533 広島県廿日市市宮島町 57 番地

電 話 (0829)44-2019

電子メール m-rekimin@city.hatsukaichi.lg.jp